

ブラック本部との契約書

乙 加盟者 印
甲 本部 印

第1条 (チャージ支払義務) 乙は、甲に対して利益から毎月200万~350万のチャージを支払え。仕入額にもチャージをかけているが、金額は教えない。

第2条 (売上送金義務) 乙は、甲に対して毎日売上を送金せよ。ただし残高は教えない。

第3条 (オープンアカウント) 甲は、店の財布として「現金決済勘定」を用意し、毎月固定の金額のみ乙に振り込む。必要な場合は甲に申請することで数ヶ月に一度、余剰金額を入金する。

第4条 (SVの権限) SVは、加盟店に強制的に指導する権限を有する。SVの指導に従わない加盟店は、契約解除や将来的な新店紹介・閉店の延期、補填解除等の処分を行うことがある。夜中に勝手に発注入力することもあるが、ご愛敬である。発注増やせ、廃棄増やせ、人件費減らせと反社会的な教育に従え。

SVは、「発注奨励」という名で特定商品の発注数を強制したり、前年比超えを強制したり、常に20個揚げろなどと強制するが、これはノルマなので従わなければならない。

ATMのホコリ、クモの巣、雑草など営業とは無関係の指導しかしないが、チャージの減額は一切しない。

第5条 (人員募集) 乙は、独立した事業主であるから、甲は人員募集や人員支援は行わない。乙自身で金銭を支払って求人広告を打つこと。乙が24時間働いても、甲はその責任を負わない。

アルバイトへの社会保険料や雇用保険料の支援はしない。乙自身で支払うこと。

高校生の当日の急な休みの場合でも甲は支援しないので、乙や乙の親族で店を回すこと。

第6条 (営業時間) 営業時間は原則24時間とし、特別な事情がない限りその変更は認めない。

第7条 (本部免責) 店の運営で乙が労働基準法、労働安全衛生法、食品衛生法、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法で摘発されても、甲は免責とする。また従業員が不正行為を行いツイッター等で炎上した場合は、契約解除とする。

第8条 (利益) たばこの利益率は1割、アイスコーヒーSの利益は赤字だが、客寄せ商品だと思って我慢して運営せよ。また甲が勝手に売価を変更して値入が減っても我慢して従え。配送時刻変更は頻繁に行うが、それによる利益補填は行わない。乙が甲を訴えた場合、甲の凄腕弁護士が対応する。

第9条 (経費) レジ袋や箸などの消耗品経費は、乙が支払え。一般的な金額は月10万円程度。人件費約100万円は、全額乙が支払え。売れ残り商品等の廃棄は、原価で乙に支払え。2割程度は甲が負担する。水道光熱費も、乙に支払え。一部は甲が負担する。これら経費は、チャージとは別に支払え。

第10条 (契約解除) 意識の低い店、売上の低い店、承り商品やギフトに協力しない店は甲から一方的に契約解除を申し入れることがある。乙からも契約解除の申し入れは可能だが、閉店手数料を徴収する。

第11条 (チャージ率) チャージ率は、時代背景や業績等によって上げたり下げたりするが、抗議せず従え。上げることはあっても下げることは滅多にない。

第12条 (最低保証) 売上が急に下がった場合に備えて最低保証制度を用意するが、長期間利用した場合は閉店候補となるので注意すること。また収入を保証しチャージを免除する制度であるが、経費を免除する制度ではない。毎月の人件費等の経費はその収入から支払うこと。

第13条 (定価販売) 中食商品の値引きは、原則許可しない。一般食品等の値引きは自由にできるが、50%までとし本部の許可を得た上で、差額は乙が全額負担すること。

第14条 (ドミナント) 甲は、ドミナントを行う権利を有する。乙の店舗が高日販と判断される場合、近隣に店を出して利益を調整する。ドミナントに抗議する手段はない。